

五箇山合掌造り集落保存整備基準

平成27年4月〇〇日 南砺市教育委員会

本基準は、昭和45年以来、国指定史跡として守られてきた先駆的な「生きた文化遺産」である相倉集落ならびに菅沼集落の歴史的・文化的価値を継承し、両集落の歴史的風致を形成している伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の総体としての保全を図るため、南砺市相倉伝統的建造物群保存地区ならびに南砺市菅沼伝統的建造物群保存地区にかかる「保存計画」に定められる保存整備計画を補足し、保存整備の基準とするものである。

1. 修理基準

(1) 対象物件

伝統的建造物群保存地区保存計画が決定している伝統的建造物（建築物・工作物）および環境物件（以下、「特定物件」という）

(2) 対象行為

特定物件である建築物・工作物・環境物件に対する全ての行為

(3) 基本原則

- ・ 現状が歴史的風致をかたちづくる特性を保持していると認められる場合は「現状維持」とする。
- ・ 現状が同特性を保持していないと認められる場合は、科学的調査と根拠に基づく「復原・復旧」を行う。
- ・ 特別事情により「現状維持」「復原・復旧」によらない場合は、以下の順で行い、文化財としての真正性の保持を図る。旧状不明のため、「伝建特性」（別途地区毎に定める）や周囲の特定物件に倣って整備する場合、あるいは修景基準に従って整備する場合においても、この基本原則に従う。

- ① 伝統的部位の改変をしない改修を行う。
- ② 将来の復原を前提とした仮設的・一時的改修を行う。
- ③ 将来の復原を前提とした解体保存・取外保存を行う。

■修理基準(表)

項目		修理基準	解説	
建築物	位置	敷地位置・形状 建物位置	現状維持又は復原を原則とする。 特定物件の保護のため必要最小限の範囲において変更を認める場合がある。	特定物件の保護のために行われる法面切り取り・岩盤撤去、合掌造り建物(特定物件)の移築・除却(解体)など
	規模	平面規模 高さ・階数	現状維持又は復原を原則とする。 特別事情により変更が認められた場合、新規部分は非特定物件として扱うものとし、原則、修景基準に合致させて整備を行うものとする。	本保存整備基準による運用開始後、当該ルールを適用する。 平成7年の伝建指定後に増改築された新規部分は当該部分を非特定物件として扱う予定(正式には別途決定する)。
	形態	基礎 構造	伝統的特性を示す形態の各項目は保存対象とし、現状維持又は復原を原則とする。 史跡指定地内にあつては内部の伝統的構法(構造手法・位置・材種・仕様)も保存対象とする。	軸組を構成する柱・梁などの各部材(基礎<礎石>も含む)、小屋組を構成する各部材について、構造・位置・材種・仕様(仕口・継手、留付け手法など)も保存対象とする。規模変更に伴う新規部分は、非特定物件として扱い、修景基準に基づき整備を行う。
		主屋根 形式 勾配		
下屋 勾配				
意匠	屋根葺材	現状維持又は復原を原則とする。 こけら葺又は石置板葺の経緯ある建物については、こけら葺風・平葺ほか類似の意匠をもつ金属板葺に変更することを認める場合がある。	維持管理の効率性から、こけら葺・石置板葺への復原を選択できない場合がある。	

項目		修理基準	解説	
	軒・螻羽の出 軒裏 茅葺 仕上 他葺	伝統的特性を示す意匠の左欄各項目、及び外部から通常望見できる内部<玄関・縁など>の伝統的特性を示す各部位は保存対象とし、現状維持又は復原を原則とする。 史跡指定地内にあつては内部の伝統的特性を示す各部位(建具を含む)も保存対象とする。	規模変更に伴う新規部分は、非特定物件として扱い、修景基準に基づき整備を行う。 史跡指定地内にあつては、室内環境の改善のため行われる内部造作や設備類などの取付は、容易に取付・撤去可能なものに限り、可能な限り旧材料を残して行うものとする。	
	ミズハリ・ノノセ 外壁			
	開口部 位置・ 大きさ 建具			
	戸袋・庇・煙出し 外構	犬走・ 土縁	現状維持又は復原を原則とする。 特定物件の保護のため犬走りの設置を認める場合がある。この場合、修景基準に合致させて整備を行うものとする。	建築物の長期保存を図るため犬走りを設けることを推奨する場合がある。
		境界 仕舞	現状維持又は復原を原則とする。 特定物件の保護のため必要最小限の範囲において変更を認める場合がある。	
		敷地面	現状維持又は復原を原則とする。 生活上、必要最小限の範囲において、変更を認める場合がある。この場合、歴史的風致の維持に努めるものとする。	変更により舗装を認める場合がある。
		屋外設備類	屋外設備類(ボイラー・タンク・空調機器・ガスボンベ・ドラム缶・メーター等)を外部に設置する場合は、木枠・木格子等により覆い直接露出させないものとする。 配管(雨樋含む)・配線類など木枠等で覆うことが適切でない設備類については、古色(濃茶系・茶系)の色彩を施し、歴史的風致の維持に努めるものとする。	屋外設備類は、可能な限り主要幹線道路から通常望見できない箇所に設置する。
色彩	木部	現状維持又は復原を原則とする。		
	瓦	現状維持又は復原により歴史的風致を損ねる恐れのあるものについては変更を認める場合がある。この場合、修景基準に合致させて整備を行うものとする。		
	金属部			
	左官壁			
工作物	石鳥居・石狛犬など	現状維持又は復原を原則とする。		
環境物件	石垣(相倉)	現状維持又は復旧を原則とする。 危害予防のため必要最小限の範囲において変更を認める場合がある。		
	水路(相倉)			
	街道(相倉)			
	火葬場(相倉)			
	天狗の足跡岩(相倉)			
	夫婦ケヤキ(相倉)・ 雪持林(相倉)・社叢 (共通)			
	湧水池(菅沼)			

※ 本基準に記載のない事項、もしくは疑義が生じた場合は、市教委の指示に従うものとする(市教委は必要に応じて南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえるものとする)。